

国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画について

- 1 「国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」（平成31年4月8日付け環自国発第1904085号。以下「実施要領」という。）別表第1に規定する国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画（以下「宿泊施設整備改善計画」という。）は、国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業を活用する宿泊施設が作成する。
- 2 宿泊施設整備改善計画は様式6により作成するものとする。
- 3 宿泊施設整備改善計画に、宿泊施設に係る「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づくチェックリストを添付するものとする。
- 4 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づき、連携協定等を環境省と締結している場合は、その写しを添付するものとする。